

競争参加停止措置の概要

- 1 競争参加停止措置業者名
株式会社貴津
所在地及び競争参加停止措置期間
東京都豊島区西巣鴨1-2-5
2024年9月27日～2024年10月26日(1か月)
- 2 競争参加停止措置の範囲
首都高速道路株式会社所掌区域内
- 3 事実概要
当該業者は、東京都内の公共工事において、建設業法第24条の8第1項の施工体制台帳及び施工体系図の作成において、虚偽の記載があった。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和6年7月31日、東京都知事から監督処分(指示)を受けた。
- 4 競争参加停止措置理由
「競争参加停止措置準則」(平成17年準則第22号)
別表第2「贈賄及び不正行為等に基づく措置基準」第12号

<競争参加停止措置準則別表第2>

措置要件	期 間
(建設業法違反行為) 12 東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県の区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から1か月以上9か月以内